

大阪市要介護認定・要支援認定更新事務委託事業実施要綱

制 定 令和2年8月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第28条及び第33条に定められた要介護認定・要支援認定の更新に係る事務委託事業（以下「本事業」という。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(委託する事務)

第2条 本事業は、法第28条第5項及び第33条第4項に基づき、要介護認定・要支援認定の更新に係る調査事務（以下「更新事務」という。）を委託する。

(委託先事業者)

第3条 本事業を委託する事業者（以下「委託先事業者」という。）は、法第28条第5項及び第33条第4項に規定する指定居宅介護支援事業者等であつて、大阪市内に事業所等を有する者とする。

(業務内容)

第4条 委託先事業者は、次の各号に掲げる更新事務を実施することとする。

- (1) 更新認定調査依頼書等の受理
- (2) 被保険者との日程調整
- (3) 更新認定調査の実施
- (4) 更新認定調査票の提出
- (5) 進捗状況の管理

(6) 本市からの照会に対する対応

(7) 更新事務の内容等の記録及び保管

(届出)

第5条 委託先事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 事業所名、施設名又は住所等に変更が生じたとき。

(2) 法第28条第5項に規定する指定居宅介護支援事業者等に該当しなくなつたとき。

(3) 更新認定調査員に異動があつたとき。

(委託料)

第6条 委託料の額については、別途契約書により定める。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月12日から施行する。